

計量証明事業の登録の流れ

注意事項

次の各号に該当する事業者は、登録を受けることができません。

1. 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
2. 計量法第113条の規定により登録を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者
3. 法人であって、その業務を行う役員のうち1.又は2.のいずれかに該当する者があるもの

登録の申請

登録には事業所の現地調査が必要です。申請前に電話（業務班宛）にてお問い合わせください。

電話番号：(045)714-3104

【提出書類】

- 計量証明事業登録申請書
- 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- 計量士登録証（写）又は主任計量者合格証（写）
- 計量士又は主任計量者の雇用関係を証する書面
- 事業所の案内図及び平面図
- 設備一覧表（計量証明事業登録申請書の「4 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の名称、性能及び数」に「別紙のとおり」と記載した場合のみ。）
- 特定計量器の検定済証（写）
- 計量証明事業の概要（会社パンフレットでも可）
- その他必要となる書面

書類の提出

登録申請手数料の納付（53,800円）

事業所の調査

提出書類の記載内容の状況調査の実施

登録

- 登録の基準に適合するときは、登録を決定
- 登録決定後、申請者に登録証を交付

事業規程提出

登録後、原則1か月以内に事業規程届出書に事業規程を添えて提出

〔事業規程に記載が必要な事項〕

- 1 計量証明の対象となる分野に関する事項
- 2 計量証明を実施する組織に関する事項
- 3 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項
- 4 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
- 5 計量証明書の発行に関する事項（計量証明書に標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む。）
- 6 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
- 7 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項
- 8 その他計量証明の事業に関し必要な事項

事業の開始

【変更時】

- ・登録申請書記載事項変更届、変更内容を証明する書類の提出（氏名又は名称、住所、代表者、事業所の所在地、設備、計量士等を変更したとき）
- ・事業規程変更届の提出（事業規程の記載内容を変更したとき）

【定期】

- ・計量証明検査の受検（検査周期は、検定を実施した翌日1日から起算）

計量器の種類	検査周期	免除期間
非自動はかり、分銅及びおもり	2年	1年
皮革面積計	1年	6か月
騒音計	3年	6か月
振動レベル計	3年	6か月
濃度計※	3年	6か月

※ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒制度浮ひょうを除く。

- ・計量証明事業者報告書の提出（毎年4月30日までに提出）

【その他】

- ・登録証の再交付の申請（登録証を汚損又は紛失したとき）

事業の廃止

事業廃止届の提出及び登録証返納